

○群馬県警察スクールサポーター運用要綱の制定について（例規通達）

平成18年3月20日
群本例規第16号（少）警察本部長

[沿革]

平成22年3月群本例規第6号(務)、24年3月第5号（総企）、27年3月第8号（総企）、令和2年3月9日第11号（務）改正

最近の凶悪・低年齢化する少年非行に適切に対処するとともに、学校内や登下校時における子どもの安全を確保するための防犯対策を強化するため、別添のとおり群馬県警察スクールサポーター運用要綱を制定し、平成18年4月1日から施行することとしたから、効果的な運用に努められたい。

別添

群馬県警察スクールサポーター運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、群馬県警察非常勤嘱託員設置運営要綱の制定について（平成9年群本例規第5号）に規定する非常勤嘱託職員である群馬県警察スクールサポーター（以下「スクールサポーター」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 任用

スクールサポーターは、人格高潔で少年警察活動に造けいが深い者をもって充て、任用は選考によるものとする。

第3 活動拠点

スクールサポーターは、本部長が必要と認める警察署（以下「配置警察署」という。）を拠点として活動するものとする。

第4 任務

スクールサポーターは、配置警察署の署長（以下「配置警察署長」という。）の指示を受け、次に掲げる職務を行うものとし、職務の詳細はスクールサポーターの具体的任務（別表）のとおりとする。

- (1) 少年の非行防止及び立直り支援等
- (2) 学校等における児童等の安全確保対策
- (3) 非行・犯罪被害防止教育の支援等
- (4) 地域安全情報等の把握及び提供
- (5) その他生活安全全部子供・女性安全対策課長（以下「子供・女性安全対策課長」という。）

又は配置警察署長が命じた事項

第5 指揮監督

スクールサポーターの指揮監督は、配置警察署長の命により警察署生活安全課長が行うものとする。この場合において、警察署生活安全課長がその職務を遂行できないときは、警察署生活安全課の課長代理又は係長が代行するものとする。

第6 服装

スクールサポーターは、端正清潔な服装で勤務し、常に品位の保持に努めること。

第7 危害防止の措置

配置警察署長は、スクールサポーターが職務の遂行に当たり、危害を受けるおそれのあるときは、警察署員を同行させるなど受傷事故防止を図るための必要な措置を講じるものとする。

第8 研修

子供・女性安全対策課長又は配置警察署長は、スクールサポーターに対し、問題解決能力を向上させるための研修、教養等を行わなければならない。

第9 留意事項

子供・女性安全対策課長及び配置警察署長は、スクールサポーターの運用に当たり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 学校、生徒指導担当嘱託員、スクールガード・リーダー、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携した効果的な運用を図ること。
- (2) 通学路等における非行・犯罪被害等の情報を的確に把握し、学校、保護者等の要望を踏まえた適切な運用を図ること。
- (3) 学校警察連絡協議会、保護者、地域等を巻き込んだ非行・犯罪被害防止教育の機会等を活用した積極的な情報の発信を図ること。
- (4) スクールサポーターには特別な権限が付与されていないことから、職務の範囲を逸脱しないよう指導教養の徹底を図ること。

第10 報告

- 1 スクールサポーターは、次の事項を配置警察署長に対して報告するものとする。
 - (1) 勤務終了後、当日の活動内容等をスクールサポーター勤務日誌（別記様式第1号）に記載し、速やかに報告すること。
 - (2) 各月の活動結果をスクールサポーター活動月報（別記様式第2号）に記載し、翌月5日までに報告すること。
 - (3) 子供・女性安全対策課長又は配置警察署長が命じた事項及び特異な事項について、その都度、報告すること。
- 2 配置警察署長は、翌月10日までにスクールサポーター活動月報を子供・女性安全対策課長を経て生活安全部長に報告するものとする。

別表（第4 関係）

スクールサポーターの具体的任務

少年の非行防止及び立直り支援等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校等への訪問活動による少年の非行事案、いじめ、校内暴力事案等に対する指導、助言及び生徒指導担当嘱託員等との連携 ○ 教職員、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導 ○ 学校周辺における少年のたまり場への管理者対策、有害図書、ピンクビラ等の撤去等による有害環境の浄化活動
学校等における児童等の安全確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不審者の侵入防止に配慮した学校施設、対応要領等の点検及び支援 ○ 教職員、スクールガード、スクールガード・リーダー及び防犯ボランティア団体等と連携した学校内及び通学路等における合同パトロール ○ 学校又は地域が行う通学路等の地域安全マップの作成及び支援
非行・犯罪被害防止教育の支援等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校等において行う非行・犯罪被害防止教室及び薬物乱用防止教室の指導及び支援 ○ 学校への不審者侵入時における防犯訓練の指導及び助言
地域安全情報等の把握及び提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察が行う学校、PTA、防犯ボランティア、地域住民等との地域安全情報の共有化のためのネットワーク構築の支援 ○ 学校周辺における不審者情報の把握及び提供 ○ 非行等問題行動に関する情報の把握及び学校警察連絡協議会等への提供
その他子供・女性安全対策課長又は配置警察署長が命じた事項	上記の活動に関連した少年相談、被害少年等の支援、関係機関・団体との連携した活動等

別記様式省略